

広島県告示第千百八十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定によつて指定した次の海岸保全区域を廃止する。

令和六年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

昭和四十五年広島県告示第千二号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

一 海岸名

福山港海岸

二 地区海岸名

鞆地区海岸

三 地先海岸名

道越、江の浦、大明神地先海岸